

平成 21 年 4 月 30 日

地方厚生（支）局医療指導課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

新型インフルエンザの国内発生に伴う発熱外来の設置のために
診療所を開設する場合の保険医療機関の指定に関する取扱いについて

新型インフルエンザの国内発生に伴う発熱外来の設置については、他の患者への感染を防ぐ観点から、既存の医療機関に専用外来を設置するほか、医療機関の屋外（駐車場等）にテント等を設置することや市町村の公共施設等に設置するという対応が想定されている。

発熱外来を医療機関以外の場所（医療機関の屋外や公共施設等）に設置する場合には、診療所として開設することが必要になるが、その設置は緊急性を要するものであるため、開設許可に係る手続きについて、開設許可申請書を事前に提出した上で事態発生時には届出等をもって直ちに許可を与える等の迅速な対応が見込まれており、当該診療所に対する保険医療機関としての指定についても迅速な対応が求められる。

については、当該診療所に係る保険医療機関の指定の取扱いについては、下記のとおりとするので、指定事務の処理に遺漏のないよう配慮されたい。

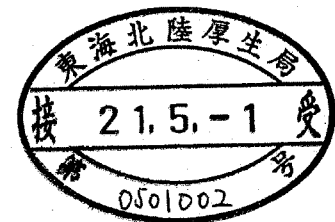
記

第 1 発熱外来を設置するために開設した診療所に係る保険医療機関の指定期日

保険医療機関の指定の指定期日については、地方社会保険医療協議会に諮問した日以降とすべきであって、その日前に遡及して指定することは原則として認められないが、新型インフルエンザの国内発生に伴い発熱外来を設置することを目的として診療所の開設者から保険医療機関の指定に関する申請がなされた場合には、その緊急性にかんがみ、例外的に当該診療所の開設日に遡って指定することを認めることとする。

第 2 医療機関コード

医療機関コードについては、保険医療機関の指定をする際に、地方厚生（支）局長が定めることとしているが、発熱外来を設置することを目的として診療所の開設者から保険医療機



関の指定に関する申請がなされた場合には、当該申請があった段階で、指定された場合の仮の医療機関コードを定め、当該診療所に対して連絡すること。

なお、実際に指定がなされるまでの間は、当該医療機関コードを用いての審査支払機関に対する診療報酬の請求は行えないものであるため、医療機関コードの審査支払機関への連絡は指定がなされた段階で行うとともに、当該診療所に対してもその旨を説明すること。

第3 その他

保険医療機関の指定については、健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第2項の規定に基づき、地方社会保険医療協議会に諮問するものであるため、実際に申請がなされた場合に円滑に手続を行うことができるようにするため、会長等の協議会関係者に対して第1及び第2の取扱いについて事前に説明を行っておくことが望ましいこと。